
>>>

JPA事務局ニュース <No.74> 2012年10月23日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆障害保健福祉関係主管課長会議（10月22日、厚生労働省）で都道府県に説明障害者総合支援法、障害者の範囲見直し、ペースメーカー、人工関節の障害認定見直しについて、他

都道府県の担当課長を一同に集めた障害保健福祉関係主管課長会議が10月22日、厚生労働省内で行われ、障害者総合支援法の施行準備、障害者の範囲の見直し等についての説明がありました。

当日の資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/kaigi_shiryou/

企画課の資料から、私たちに関連するポイントについて、挙げておきます。

・15～16ページ「障害者総合支援法について」

（2）法の施行に伴う主な政省令・告示の改正（平成25年4月施行分）
について

公布・告示については平成25年1月下旬を予定。

- ・障害者の定義に含まれる疾病の規定 → 政令
- ・障害者の定義に含まれることとなる疾病の程度の規定
→ 告示（「厚生労働大臣の定める程度」）

・障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

難病に関する事項の追加

- 告示

・ 24 ページ（表）障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。（平成 25 年 4 月 1 日施行）

→難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

→これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。

→受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具だけでなく、新法（障害者総合支援法）に定める障害福祉サービスに広がる。

◎対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成 25 年 4 月 1 日）に向けて検討する。

・ 25 ページ（表）障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。

（平成 26 年 4 月 1 日施行）

・ 39～45 ページ 障害者の範囲の見直しについて

（1）難病等の範囲について

（2）難病患者等に対する障害程度区分の調査、認定について

…「難病の基本的な情報」や「難病の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理し、関係者（調査員、審査会委員、自治体職員等）向けのマニュアルを作成し、来年 2 月を目途に難病等の追加に係る自治体担当者会議の場で配布する。

…現在、難病患者等居宅生活支援事業を実施している市町村は、来年 4 月か

ら難病患者等への支援が切れ目なく提供されるよう、本マニュアルに沿って3月中に障害程度区分の認定作業を行うことが必要となる。

…難病患者等に対する障害程度区分の認定は、現行の調査項目や判定式で行う。

(3) 難病患者等居宅生活支援事業を現在利用する者を含めた今後の障害福祉サービス等の利用等について

…利用者一人ひとりの実情に応じ、適切なサービスが提供されるよう、周知をお願いしたい。

…難病患者等ホームヘルパー養成研修事業については、引き続き、健康局において実施することとなる。

(4) 障害福祉サービスに係る事業者指定について

…平成25年3月までに遺漏なく指定が行えるよう働きかけを。

(5) 日常生活用具等の取扱いについて (42ページ参考資料1参照)

…難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の日常生活用具と補装具費支給制度の補装具に分類される。

…「動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)」については、国から示している参考例には明記されていないが、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業における「在宅療養等支援用具」に該当するため対象種目として取り扱うよう配慮を。

…「訓練用ベッド」は国から示している参考例では障害児のみが対象となっているが障害児のみを対象としないよう配慮を。

…「車いす」「電動車いす」「意思伝達装置」「整形靴」については障害者総合支援法の補装具に該当する。難病患者等への補装具費の支給についてもこれまで同様、身体障害者更生相談所等による医学的な判定を経た上で行うことを想定しているが、具体的には「補装具評価検討会」の議論を経た上で別途示すことを考えている。

(6) 利用者負担について

…難病患者等居宅生活支援事業では所得税額を基準に決定されているが、障

害者総合支援法の障害福祉サービスの利用料は市町村民税を基準に決定されているので、所得税非課税世帯においてこれまで負担なしであった人でも、市町村民税課税世帯であれば負担が生じるので予め説明を行うなど適切に対応されたい。

◎利用者負担なしの世帯が負担ありになることのみ説明。ということは、障害者総合支援法における利用者負担になるということです

(7) 適切な実施体制の確保について

…衛生部局から福祉部局に窓口が変更になる場合、障害福祉サービスが適切に提供されるよう事務の引き継ぎ等を円滑に行うとともに、引き続き両部局の連携を図ること。居宅生活支援事業の未実施自治体でも両部局の連携等、適切な体制の確保が必要。

…施行にむけた準備等のスケジュールは別紙（45ページ）のとおり。

・6 ペースメーカー、人工関節等に係る障害認定の見直しについて

…ペースメーカー、人工弁移植者、弁置換者の障害認定については「緊急事態を予測して装着するもの」であり、かつこれらを取り外すことは「生命の維持に支障を来すのが一般的であること」から1級に認定されている。

…人工関節置換者及び人工骨頭置換者に係る障害認定については、関節が全廃しているものとして、股・膝関節4級、足関節5級に認定されている。

…医療技術の進歩により社会生活等に大きな支障がない程度にADLが改善するケースが多いとの指摘があり国会でも質疑がなされた。

…このため両置換者に係る障害認定についてはワーキンググループを設置し装着後の状態で評価する」という視点での見直しを検討している。

…見直し後の認定は平成25年度中の施行を予定しているが、身体障害認定分科会等の検討状況は別途お知らせする。

----- (JPA事務局長 水谷幸司)